

包括連携に関する協定書

東京大学消費生活協同組合（以下「甲」という）と、東京大学連携研究機構ヒューマニティーズセンター（以下「乙」という）は、下記の通り協定を締結する。

甲は、設立以来、書籍部における販売等の事業を通じて東京大学における書籍文化の普及に寄与してきた。乙は、人文学の学術連携活動の成果を学術研究書やブックレット等の書籍によって発信し、また出版文化史研究等の個別研究課題によって書籍文化の歴史と可能性について様々な知見を得てきた。甲と乙がそれぞれの活動を包括的に連携させることで、甲は乙の知見を活かして書籍文化の普及活動をいっそう推進することができ、乙は甲を通じて学術連携活動の成果をより広範囲に還元することができる。よってここに協定を結ぶ。

（目 的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的な連携のもとで下記事項を目指すことを目的とする。

- 書籍文化に関する学術情報の提供・普及事業を通じて、東京大学各組織及び構成員の書籍文化に対する理解を深め、その振興を図る。
- 甲の普及事業及び乙の学術事業を通じて、書籍文化の深化と振興を図る。
- 学術の場としての大学コミュニティの発展に寄与する。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、次の事項について互いに連携、協力し活動する。

- 書籍を通じた東京大学各組織及び構成員の交流と連携に関する事項。
- 研究活動への興味を広げる学術関連書籍の情報共有に関する事項。
- 連携する中で取得した書籍情報の利活用に関する事項。

（協議事項）

第3条 具体的な活動の内容、事業計画、役割分担、経費負担等については、両者の担当部署間においてその都度協議し決定する。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、すでに公知となっている情報を除き、本協定に基づく活動を実施するうえで得た情報を、第2条に定める協力事項にのみ利用する。相手方の同意を得ることなく、当該情報を第三者に開示または提供してはならず、本協定終了後も同様とする。

(有効期限)

第 5 条 本協定の有効期間は締結日より 1 年間とする。ただし、期間満了の 3 か月前までに甲又は乙いずれかから書面による意思表示のないときは、同一の内容でさらに 1 年間更新されるものとし、その後も同様とする。

甲及び乙は、本内容を十分理解したことを相互に確認し、その成立を証するため次に記名し押印するものとする。本協定書は 2 通を作成し、甲と乙は各 1 通を保管する。